第七条第一項中「第四条第二項第五号又は第六号」を「第四条第二項第七号又は第八号」に改め、同条第二項中「負担させようとする」を「負担させる」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「都市洪水」を「洪水による浸水」に改め、同条を第八条とする。

第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

（流域水害対策協議会）

第六条　第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2　流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　河川管理者等

二　当該特定都市河川の河川管理者

三　当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3　流域水害対策協議会において協議が調った事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。

（都道府県流域水害対策協議会）

第七条　第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2　都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　河川管理者等

二　当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三　当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（水防法の一部改正）

第二条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「都市下水路をいう。以下この条」の下に「及び第十四条の二」を加え、「及び第十四条の二第一項」を削る。

第十四条第一項中「第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

第十四条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、洪水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

第十四条の二第一項中「第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等」を「当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設」に改め、「、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について」を削り、「当該指定に係る排水施設」を「当該排水施設」に、「当該指定に係るポンプ施設」を「第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

第十四条の二第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

第十四条の三第一項中「第十三条の三の規定により指定した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

第十五条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第十四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第一号中「第二項若しくは」を「第二項又は」に、「気象庁長官若しくは」を「気象庁長官又は」に、「予報又は」を「予報」に、「第十三条の二若しくは」を「第十三条の二又は」に、「若しくは市町村長が通知し若しくは」を「又は市町村長が通知し又は」に改め、「情報」の下に「その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報」を加え、同条第二項第二号中「第十五条の三第六項」を「第十五条の三第七項」に改める。

第十五条の三第五項中「行わなければ」を「行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければ」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。